平成２５年（フ）第８２１号
広島市中区堺町２丁目６番５―304号
債務者　藤井　　榮
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８８９号
広島市南区宇品神田３丁目10番14―306号
債務者　施向　和則
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５８８号
北九州市小倉南区上吉田３丁目２番43―606号
債務者　田中　春美（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４７号
秋田県能代市真壁地字トトメキ沢265番地２
債務者　落合　　一
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第３３２号
新潟県東蒲原郡阿賀町西2316、住民票上の住所新潟県東蒲原郡阿賀町あが野北3530番地46
債務者　八代　富夫
1　決定年月日時　平成25年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３２４号
石川県河北郡津幡町字庄ウ59番地２　ファミール翔105号、従前の住所富山県高岡市石瀬778番地５
債務者　冨田　　健
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１８６号
山梨県北杜市大泉町西井出7691番地４
債務者　横澤　テル
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１８４号
長野県安曇野市穂高5547番地１　ＭＫハイツ穂高201
債務者　中越　義雄
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１８５号
長野県安曇野市穂高5547番地１　ＭＫハイツ穂高201
債務者　中越　五喜
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１２５号
三重県桑名市大字江場８番地　市営住宅131号
債務者　安田　　稔
1　決定年月日時　平成25年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１６１号
三重県四日市市大字茂福209番地１　シティハイツ藤１Ａ
債務者　辻　　和彦
1　決定年月日時　平成25年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１６９号
三重県桑名市春日町13番地
債務者　岩田　交右
1　決定年月日時　平成25年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１７２号
三重県桑名市大字小貝須345番地１　マイユクール桑名102号、前住所三重県桑名市大字上深谷部1432番地１
債務者　片岡亜加莉（旧姓柴谷）
1　決定年月日時　平成25年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１７５号
三重県四日市市波木町2190番地
債務者　今村　文子
1　決定年月日時　平成25年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１８２号
三重県桑名郡木曽岬町大字栄90番地27、住民票上の住所岐阜県海津市平田町西島1243番地
債務者　朝日奈　昇
1　決定年月日時　平成25年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１８３号
三重県いなべ市北勢町其原2044番地　なでしこ、前住所三重県桑名市長島町又木３番地１ラドーニ長島大空の館103号
債務者　宍戸　政元
1　決定年月日時　平成25年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第３６号
滋賀県長浜市相撲町938番地13
債務者　澤村登美子
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係